

国に私学助成の拡充を求める意見書

令和7年2月に自由民主党・公明党・日本維新の会の3党が「高校授業料無償化」について合意したことを受け、公私ともに年収910万円以上の全世帯に年額11万8,800円を支援するための予算を計上した補正予算が成立した。その3党合意では、令和8年度から授業料支援額を45万7千円に引き上げ、年収590万円の所得制限を撤廃することも含まれている。自治体間格差が拡大する中で、国が大幅な拡充に踏み出したことは生徒やその父母にとって歓迎すべきことだが、「教育の無償化」がこれで完成したわけではない。

文部科学省は、その制度拡充を令和7年度限りの新規事業としており、来年度は所得制限の撤廃や私立高校等の加算額の引き上げも含めた、いわゆる「高校授業料の無償化」を別途検討中としている。しかし、授業料が実質的に無償になったとしても、入学金や施設設備費などの高額な私費負担が残っており、家庭の私費負担を軽減するためには、入学金への補助制度の創設や、施設設備費等を就学支援金の補助対象に含めるなどの措置を講じる必要がある。また、私立学校への経常費助成は公立高校生1人あたりの公費支出額の3割に留まっている。

そして、公私問わず少人数学級や専任教諭増を進め、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を実現するためには、教育予算の大幅な増額が不可欠である。不登校やいじめの件数が過去最多を更新し、教員の長時間労働やなり手不足にも解決の見通しが見えない中で、学校教育の再生には教育予算そのものを増やすことこそ根本的な解決策となることは明らかである。

憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念に基づき、公私の学費格差をさらに改善し、すべての子どもたちに学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月12日

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣 殿

神奈川県愛甲郡愛川町
議会議長 山中 正樹